

代表者各位

栃木労働局労働基準部長



製造業における職長等に対する能力向上教育に準じた教育の周知等について

製造業における職長等に対する能力向上教育に準じた教育については、栃労発基0406第12号「製造業における職長等に対する能力向上教育に準じた教育について」（以下「教育通達」という。）により示されたところではありますが、その実施については、下記によることとしますので、運用にあたってはご留意願います。

記

1 実行カリキュラムについて

製造業における職長等の位置づけ及び求められる能力等は、その業種、事業規模によって多様であるため、一つのカリキュラムとするのではなく、教育目標に応じて様々なカリキュラムを組めるものとしたこと。併せて製造業における職長の能力向上教育に準じた教育として必要となる要件を示し、本教育を実施する者はこの要件を満たす実行カリキュラムを策定することとしたこと。

2 講師の要件について

教育通達の記の3（4）における「2 専門科目」に係る項目について十分な専門的知識及び経験を有すると認められる者には、当該専門分野に関する資格を有する者のほか、当該専門分野についての研修（1日以上の教育期間を有するものに限る。）を修了した者があること。

3 その他

製造業における職長等の位置づけ及び求められる能力等については、中央労働災害防止協会が取りまとめた「製造業における現場力向上のための職長のレベルアップに向けて」を参考とされたい。